新型コロナウイルス感染症の影響に伴う割賦料等の支払猶予等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、公益財団法人奈良県地域産業振興センター(以下「センター」という。)の設備貸与制度に基づき現に設備の貸与を受けている中小企業者(以下「貸与企業」という。)の事業継続を支援するため、割賦料及びリース料(以下「割賦料等」)の支払猶予に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支払猶予)

第2条 センターは、この基準の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受けた貸与企業に対し、その申出に基づき、割賦料等の支払いを猶予することができる。

(支払猶予の申出)

- 第3条 次の各号のすべてに該当する貸与企業は、その割賦料等につき、支払 猶予の申出の日の直後に到来する約定償還日から起算して3年を経過する日 を限度として、支払猶予の申出をすることができる。
 - (1) 支払猶予の申出の日において割賦料等を延滞していないこと
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により次のいずれかに該当する売上等 の減少があったこと
 - ア 支払猶予の申出の日の属する月の前3か月間の平均売上高が、4年前の同時期における平均売上高と比して5パーセント以上減少したこと
 - イ 支払猶予の申出の日の属する月の前3か月間(算出困難な場合は直近 決算期)の平均売上総利益率が、4年前の同時期における平均売上総利 益率と比して5パーセント以上減少したこと
 - ウ 支払猶予の申出の日の属する月の前3か月間(算出困難な場合は直近 決算期)の平均営業利益率が、4年前の同時期における平均営業利益率 と比して5パーセント以上減少したこと
 - (3) 支払い猶予により、事業の継続が見込まれること

(提出書類)

- 第4条 前条の申出をしようとする貸与企業は、割賦料等支払猶予申出書(別記様式。以下「申出書」という。)をセンター理事長あてに提出しなければならない。
- 2 申出書には、次の各号に定める書面を添えなければならない。
- (1) 前条第2号に定める要件を満たすことを証する書面
- (2) 支払猶予後の償還計画を記載した書面
- (3) 前各号のほか、センター理事長が必要と認める書類

(支払猶予の決定)

第5条 センター理事長は、必要と認めるときは、第3条の申出があった貸与 企業につき、割賦料等の支払猶予を決定する。 (支払猶予の条件)

- 第6条 センター理事長は、前条の決定に当たり、次の各号に掲げる条件を付する。ただし、第1号に定める期間は、第3条の申出があった期間を超えないものとする。
- (1) 割賦料等の支払いを猶予する期間(以下「支払猶予期間」という。)
- (2) 支払猶予の対象となる金額は、支払猶予期間における約定償還金額のうち設備金額相当額であること
- (3) 支払猶予期間において、前条の承認の日における設備金額相当額に、当初の割賦販売契約及びリース契約(以下「原契約」という。)に定める割賦損料率(リース契約における金利等部分の料率を含む。)を乗じて得た額を、原契約に定める約定償還日に支払うこと

(県への協議)

第7条 センター理事長は、第5条の決定に当たり、奈良県に協議し、事前に 同意を得るものとする。

(変更契約)

第8条 センター理事長は、支払猶予の実施に当たり、支払猶予企業との間で、原契約につき、第6条各号に掲げる条件を定めた変更契約を締結するものとする。

附 目

- 1 この基準は、令和2年7月27日から施行し、令和2年4月支払分から適 用する。
- 2 この基準は、令和5年6月30日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の動向を勘案し、必要があると認めるときは、この基準の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前にされた改正前の第3条第2号に該当する者に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前にされた改正前の第3条第2号に該当する者に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この基準の施行前にされた改正前の第3条第2号に該当する者に係る取扱いについては、なお従前の例による。